

# 高額療養費

70歳以上の方へ



診断書等の諸証明申込みは  
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院  
地域医療連携センター

# 高額療養費

1ヶ月（1日～末日）の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

## 【自己負担限度額】 70歳以上の方

※65歳以上の方でも障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象となります

	適用区分	外来(個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)	入院時 食事療養費
現役並み	Ⅲ課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回140,100円(※2)>		460円
	Ⅱ課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回93,000円(※2)>		
	Ⅰ課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円(※2)>		
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円(※2)>	460円
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯(※3)	8,000円	24,600円	210円 (60日を超えると160円)
	Ⅰ住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)(※3)		15,000円	100円

## 【対象者】

医療保険に加入し、自己負担限度額以上に医療費を支払った方

- ・医療機関ごと、月ごと、入院・外来別、医科・歯科別の扱いになります。
- ・入院食事療養費、病衣代、室料、文書料などの自費分は 含まれません。

同一医療機関等における自己負担では上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担額を合算することができます。合算額が負担の上限を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

**年収370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方はご注意ください**

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での**支払が高額になる可能性**がある方は**必ず**、市町村窓口で「**限度額適用認定証**」の交付申請してください



※住民税非課税の方は負担額が一般の方より低くなっています。市町村役場の窓口にて、領収証・印鑑・通帳・保険証を持参して申請しましょう。

**個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となります**

当院でのご相談やお問い合わせは、**地域医療連携センター**でお受けしております。

島根大学医学部附属病院  
地域医療連携センター  
電話：0853-20-2193

(※1) 世帯収入の合計額が520万円（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目からは「多数回」該当となり、上限額がさがります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来通り、限度額適用・標準負担減額認定証を発行します。